

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4703920号
(P4703920)

(45) 発行日 平成23年6月15日(2011.6.15)

(24) 登録日 平成23年3月18日(2011.3.18)

(51) Int. Cl.	F I
B 6 5 D 25/52 (2006.01)	B 6 5 D 25/52 C
B 2 6 D 1/04 (2006.01)	B 2 6 D 1/04 Z
B 6 5 D 5/72 (2006.01)	B 6 5 D 5/72 A

請求項の数 2 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2001-278166 (P2001-278166)	(73) 特許権者	591204388
(22) 出願日	平成13年9月13日(2001.9.13)		日立化成フィルテック株式会社
(65) 公開番号	特開2003-81279 (P2003-81279A)		東京都江東区木場二丁目8番3号
(43) 公開日	平成15年3月19日(2003.3.19)	(74) 代理人	100069431
審査請求日	平成20年8月29日(2008.8.29)		弁理士 和田 成則
		(72) 発明者	谷内 正勝
			東京都江東区木場二丁目8番3号 日立化成フィルテック株式会社内
		(72) 発明者	太田 伸一
			東京都江東区木場二丁目8番3号 日立化成フィルテック株式会社内
		審査官	武内 大志

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ラップフィルム収納ケース

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器本体内にラップフィルムロールを回転可能に収納するとともに、このラップフィルムロールから引き出したラップフィルムをカットする手段として、上記容器本体の正面板の上縁に、スライドカッターユニットを着脱自在に装着してなる構造のラップフィルム収納ケースにおいて、

上記スライドカッターユニットは、ガイド溝に沿ってスライド可能に設けた刃部を有し、上記ガイド溝の端部側に位置する刃部用スライドストッパーを、上記容器本体側に一体に設けたこと

を特徴とするラップフィルム収納ケース。

10

【請求項2】

上記刃部用スライドストッパーは、上記容器本体の側面板の正面側縁部を上記ガイド溝の端部と対向する位置まで延長形成してなる構造であること

を特徴とする請求項1に記載のラップフィルム収納ケース。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、食品の保存等に用いられるラップフィルムのロール体（以下「ラップフィルムロール」という）を収納するためのラップフィルム収納ケースに関する。

【0002】

20

【従来の技術】

従来、この種のラップフィルム収納ケースとしては、図3に示したように、容器本体1内にラップフィルムロールFRを回転可能に収納するとともに、このラップフィルムロールFRから引き出したラップフィルムFをカットする手段として、その容器本体1の正面板100の上縁に、スライドカッターユニット2を着脱自在に装着したものがあ

【0003】

同図のスライドカッターユニット2は、ガイド溝4に沿ってスライド可能に設けた刃部(図示省略)を有し、この刃部のスライドによりラップフィルムFはフィルム幅方向にカットされる。

【0004】

しかしながら、上記のような構造のスライドカッターユニット2によると、ガイド溝4の端部4a、4bからの刃部の脱落を防止する手段として、そのガイド溝4の端部4a、4bにスライドストッパー9、9が一体に取り付け固定されている。このため、当該刃部を交換する際は、このスライドストッパー9、9をガイド溝4の端部4a、4bから取り外さなければならない、簡単に刃部を交換することはできない等の問題点があった。

【0005】**【発明が解決しようとする課題】**

本発明は上記問題点を解決するためになされたもので、その目的とするところは、スライドカッターユニットの刃部を手間なく簡単に交換できるようにしたラップフィルム収納ケースを提供することにある。

【0006】**【課題を解決するための手段】**

上記目的を達成するために、本発明は、容器本体内にラップフィルムロールを回転可能に収納するとともに、このラップフィルムロールから引き出したラップフィルムをカットする手段として、上記容器本体の正面板の上縁に、スライドカッターユニットを着脱自在に装着してなる構造のラップフィルム収納ケースにおいて、上記スライドカッターユニットは、ガイド溝に沿ってスライド可能に設けた刃部を有し、上記ガイド溝の端部側に位置する刃部用スライドストッパーを、上記容器本体側に一体に設けたことを特徴とするものである。

【0007】

本発明において、上記刃部用スライドストッパーについては、上記容器本体の側面板の正面側縁部を上記ガイド溝の端部と対向する位置まで延長形成してなる構造を採用することができる。

【0008】

本発明では、容器本体側からスライドカッターユニットを取り外すと、そのスライドカッターユニットのガイド溝の端部はスライドストッパーのない開放の状態となり、この開放状態のガイド溝端部から古い刃部を抜き取る等、刃部の交換作業を行うことが可能となる。

【0009】**【発明の実施の形態】**

以下、本発明に係るラップフィルム収納ケースの実施形態について図1および図2を基に詳細に説明する。

【0010】

図1は本発明の一実施形態であるラップフィルム収納ケースの全体を示した斜視図、図2は図1に示したラップフィルム収納ケースの要部の説明図であり、これらの図を用いて本実施形態のラップフィルム収納ケースを説明する。

【0011】

本実施形態のラップフィルム収納ケースは、ラップフィルムロールFRを回転可能に収納する容器本体1と、そのラップフィルムロールFRから引き出したラップフィルムFをカットする手段としてのスライドカッターユニット2とから構成されている。

10

20

30

40

50

【0012】

上記容器本体1は、正面板100、背面板101、左右両側面板102、102、底面板103および上面板104からなる直方体の箱型形状に形成され、その正面板100の上縁に、上記スライドカッターユニット2が着脱自在に装着される構造となっている。

【0013】

また、本実施形態の容器本体1においては、1 その上面板104を開閉可能なフタとして設ける構造と、2 スライドカッターユニット2のサイズに合わせて容器本体1の正面板100の上縁を側面板102の上縁より低く形成することで、正面板100の上縁と上面板104との間に、スライドカッターユニット2が無理なく収まる構造を採用している。

10

【0014】

図2に示したように、スライドカッターユニット2の下部側は二股に分岐した形状となっており、このような下部側の二股形状部3を上記容器本体1の正面板100の上縁に差し込むことにより、このスライドカッターユニット2は容器本体1の正面板100の上縁に着脱自在に装着される。

【0015】

スライドカッターユニット2の上部面にはガイド溝4が形成されており、このガイド溝4にはこれに沿ってスライド可能に刃部5が設置されている。この種の刃部5のスライド構造については各種考えられるが、本実施形態においては、そのスライド構造として、ガイド溝4の外部に位置するスライドノブ6とガイド溝4の内部に摺動可能に設けた摺動子7とを一体に連結し、この連結部8に刃部5を装着固定することで、スライドノブ6や摺動子7と一体に刃部5がガイド溝4に沿ってスライドする構造を採用している。

20

【0016】

なお、スライドカッターユニット2を容器本体1の正面板100の上縁に装着した際、このスライドカッターユニット2のガイド溝4は、容器本体1の正面板100の上縁と略平行に配置される。したがって、スライドカッターユニット2のスライドノブ6をガイド溝4の一端部4aから他端部4bに向って移動させると、このスライドカッターユニット2の刃部5は容器本体1の正面板100の上縁と略平行にガイド溝4に沿ってスライドすることができる。

【0017】

本実施形態においても、上記のようなスライドカッターユニット2のガイド溝4の両端部には、その両端部からの刃部5の脱落を防止する手段として、刃部用スライドストッパー9が配置されるが、本実施形態の場合、この刃部用スライドストッパー9（以下「スライドストッパー」と略称する。）は、容器本体1の左右両側面板102、102に一体に設けられている。

30

【0018】

この種のスライドストッパー9を容器本体1の側面板102に一体に設ける構造については各種考えられるが、本実施形態では、容器本体1の側面板102の正面側縁部をガイド溝4の端部と対向する位置まで延長形成し、このような側面板102の正面側縁部延長片102-1を刃部5のスライドストッパー9として適用する構造を採用している。

40

【0019】

ここで、本実施形態のラップフィルム収納ケースの構成材料についてまとめて説明すると、本実施形態の場合、容器本体1やこれに一体に設けたスライドストッパー9（側面板102の正面側縁部延長片102-1）は厚紙からなり、スライドカッターユニット2については、金属製の刃部5を除き、すべてプラスチックから構成されている。

【0020】

次に、上記の如く構成された本実施形態のラップフィルム収納ケースの使用例について図1および図2を用いて説明する。

【0021】

本実施形態のラップフィルム収納ケースにおいて、図1に示したように容器本体1内に収

50

納されているラップフィルムFを使用するときは、まず、容器本体1の上面板104を開け、次に、容器本体1内のラップフィルムロールFRからラップフィルムFを使用する量だけ引き出す。

【0022】

このとき、ラップフィルムFは、スライドカッターユニット2の上面を通過して容器本体1の正面板100手前側に引き出される。また、このように引き出されたラップフィルムFはその一部分がスライドカッターユニット2の上面と密着するようにセットされる。

【0023】

そして、上記のようなラップフィルムFの引き出しセット状態において、スライドカッターユニット2のスライドノブ6をガイド溝4の一端部4aから他端部4bに向って移動させると(図2参照)、スライドカッターユニット2の刃部5が容器本体1の正面板100の上縁と略平行にガイド溝4に沿ってスライドし、この刃部5のスライドにより、ラップフィルムFはそのフィルム幅方向にカットされる。

10

【0024】

ところで、ガイド溝4の一端部4aから他端部4bに向ってスライドする刃部5は、ガイド溝4の他端部4bまでスライドした時点でスライドストッパー9、すなわち側面板102の正面側縁部延長片102-1に当接し、これより先に刃部5はスライドできないから、ガイド溝4の他端部4bから刃部5が脱落することはない。ガイド溝4の他端部4bから一端部4aに向って刃部5がスライドするときも同様である。

【0025】

20

ここで、本実施形態のラップフィルム収納ケースにおいて、容器本体1側に装着されているスライドカッターユニット2の刃部5を交換する作業について説明する。

【0026】

本実施形態のラップフィルム収納ケースの場合、上記のようなスライドカッターユニット2のガイド溝4両端に位置するスライドストッパー9は容器本体1側に一体に設けられている。このため、容器本体1側からスライドカッターユニット2を取り外すと、そのスライドストッパー9は容器本体1側に置き去りとなるから、このように取り外したスライドカッターユニット2において、そのガイド溝4の端部はスライドストッパー9のない開放の状態となる。よって、本実施形態のラップフィルム収納ケースによると、容器本体1側からスライドカッターユニット2を取り外すという簡単な作業を行うのみで、ガイド溝4

30

【0027】

【発明の効果】

本発明に係るラップフィルム収納ケースにあっては、上記の如く、スライドカッターユニットのガイド溝端部側に位置する刃部のスライドストッパーを、容器本体側に一体に設ける構成を採用したため、容器本体側からスライドカッターユニットを取り外すという簡単な作業を行うのみで、スライドカッターユニットのガイド溝端部がスライドストッパーのない開放の状態となり、この開放状態のガイド溝端部から古い刃部を抜き取る等、刃部の交換作業を容易に行うことができる等の効果を奏する。

40

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の一実施形態であるラップフィルム収納ケースの全体斜視図。

【図2】図1に示したラップフィルム収納ケースの要部の説明図。

【図3】従来のラップフィルム収納ケースの全体斜視図。

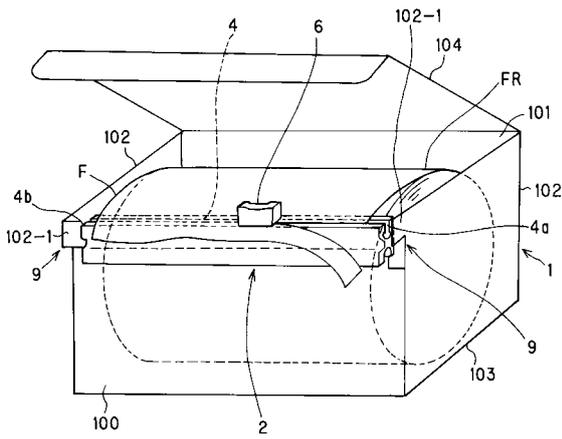
【符号の説明】

- 1 容器本体
- 2 スライドカッターユニット
- 3 二股分岐部
- 4 ガイド溝
- 5 刃部
- 6 スライドノブ

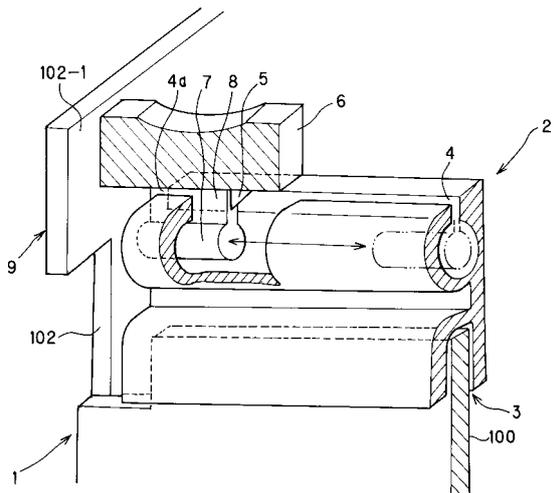
50

- 7 摺動子
- 8 連結部
- 9 スライドストッパー
- 100 正面板
- 101 背面板
- 102 側面板
- 102-1 側面板の正面側縁部延長片
- 103 底面板
- 104 上面板
- F ラップフィルム
- FR ラップフィルムロール

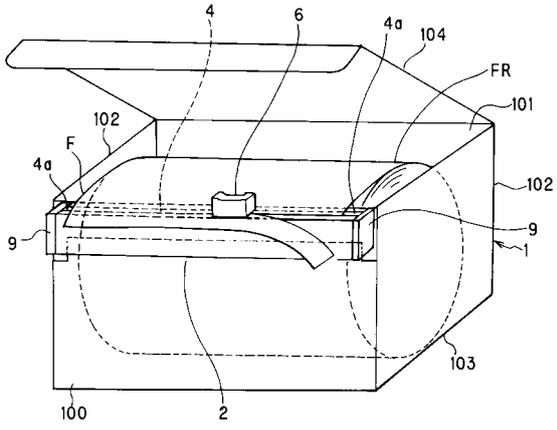
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭59-143693(JP,U)
実開昭56-121053(JP,U)
特開平03-288845(JP,A)
実開平02-127656(JP,U)
米国特許第6223639(US,B1)
米国特許第5398576(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 25/52
B26D 1/04
B65D 5/72